

Ⅲ - 3. 業績優秀者返還免除制度の重複制限

大学院博士課程における業績優秀者返還免除制度と「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」又は「次世代研究者挑戦的研究プログラム」との重複制限

(1) 概要

財務省予算執行調査結果における「実質的には給付に相当する無利子奨学金の返還免除は、フェロシップ事業等との重複を原則として認めず、できるだけ多くの博士課程学生に支援が行き渡るようにすべき。」との指摘(※)を踏まえた国の方針により、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」又は「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の支援を受ける者は、大学院博士課程における「特に優れた業績に係る返還免除制度」の適用対象外とします。

(※) 財務省予算執行調査資料(反映状況票) (令和5年1月公表)

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2022/hanei/11.pdf

(2) 対象者

令和5年度以降に大学院博士課程で第一種奨学生となる者から対象

(3) 特に優れた業績による返還免除候補者の推薦について

各大学において、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」又は「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の支援受給者(予定者も含む)を把握し、それらの者は、大学院博士課程における「特に優れた業績による返還免除候補者」の推薦対象外としてください。

※令和5年度以降に第一種奨学生として採用された返還免除内定者が上記支援を受けることが決定した場合は、返還免除の内定は取消しとなります。